

産業建設常任委員会記録

令和 7 年 5 月 3 0 日

【開催日】 令和7年5月30日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前11時59分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	恒松恵子
委員	中島好人	委員	中村博行
委員	福田勝政	委員	宮本政志
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

水道事業管理者	川地 諭	水道局副局長兼総務課長	岡 秀 昭
水道局次長兼工事監理課長	平野 宏 明	水道局総務課主幹	山 田 智 則
経済部長	高橋 雅 彦	経済部次長兼商工労働課長	工 藤 歩
商工労働課主幹	中村 扶実子	商工労働課企業立地推進室主事	河 口 竣 亮

【事務局出席者】

事務局長	石 田 隆	議事係書記	末岡直樹
------	-------	-------	------

【審査内容】

- 1 議案第52号 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第50号 山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第53号 区域外における公の施設の設置に関する協議について

午前9時 開会

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。本日の審査日程につきましてはお手元に示してあるとおりです。それではまず、議案第52号山陽小野田市水道局企業職員の給

与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

川地水道事業管理者 このたび、給与改定に関する議案について審査いただくものです。説明は岡副局長がいたします。

岡水道局副局長兼総務課長 それでは、議案第52号山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。水道局職員の給与につきましては、令和6年度の人事院勧告を受けまして、国に準じた職員給与の改定を実施することとしております。国は当該勧告に沿って、高年齢層職員の多様な人事配置により、職員の持つ能力及び経験の活用をより発揮してもらうため、住居手当支給による支援を行うこととし、これを受けて住居手当支給の適用除外となっております水道局定年前再任用短時間勤務職員及び暫定採用職員につきましては、適用除外条項から外す改正を行うことにより、住居手当の支給対象とするものです。改正条例は、公布の日から施行し、本年4月1日から適用いたします。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

中島好人委員 職員の定数は、料金の引上げの際に職員の削減等が問題になっていました。現状はどうなっていますか。

川地水道事業管理者 定数というよりも、料金改定前の人数との比較では、ほぼその人数どおりの職員の数で確保いたしておるところでございます。

中島好人委員 手当の分で再任用職員というところの引上げという説明がありましたけども、その辺の対象人数は何人でしょうか。

岡水道局副局長兼総務課長 定年前再任用短時間勤務職員が1名ほど対象となっております。

中村博行委員 それによって、金額的にはどのぐらいの影響があるかをお尋ねします。

岡水道局副局長兼総務課長 現行制度によりますと、住居手当の金額につきましては規程で明示しております。市長部局と同じ水準で、家賃が2万2,000円以上5万4,000円までの場合につきましては、最大2万7,000円の住居手当を支給することとしております。家賃2万2,000円未満の場合には、賃貸家賃から1万1,000円を引いた金額が住居手当となっております。1名ですから、2万7,000円掛ける12か月ということになります。

宮本政志委員 条例を一部改正するというのが議案なので、給料が云々は関係ないですけど、第7条を削ることのもう少し詳しい説明をお願いします。

岡水道局副局長兼総務課長 議案参考資料に新旧対照表が載っております。第24条につきまして、こちらが適用除外条項です。第6条、第7条及び第17条と適用除外になっておりますけれども、第7条が住居手当になります。ですから適用除外から外して、住居手当が支給できるようにするものです。ちなみに、第6条につきましては扶養手当、第17条につきましては退職手当でございます。

宮本政志委員 そうすると、これ全部は今、条例は出ていないけど、第7条がなくなって削除の場合は、第8条以降で条ずれは起きませんか。違うかな、少し愚問になるかな。

岡水道局副局長兼総務課長 この規定自体は水道局企業職員全体に関わるものでございますから、第7条に住居手当が規定されてあって、第24条で

再任用職員については適用除外するという規定を設けております。第7条を適用しないという条項が第24条になりますので、適用除外を外して、第7条が当たり前に適用できるようにするものでございます。

宮本政志委員 第7条がなくなりますよね。6、7、8、9、10、11と並んでいて、第7条がなくなったら、第8条が第7条になるという条ずれは起きないのかと思って、それを聞いています。

岡水道局副局長兼総務課長 第6条は先ほど申しましたように扶養手当、第7条は住居手当という形で規定されております。第7条は住居手当が支払えるような条項になっておりますから、それは残しておかないといけません。ですから、第24条において、一部の職員について第7条の適用から外すというものです。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより議案第52号山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定しました。暫時休憩します。

午前9時10分 休憩

午前9時12分 再開

藤岡修美委員長　委員会を再開いたします。続いて、議案第50号山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

工藤経済部次長兼商工労働課長　それでは、議案第50号地域未来投資促進法に関する「山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正」について御説明いたします。資料を御覧ください。項目の1番、根拠法令及び主旨についてです。本条例は、上位法令である「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づくものです。企業が、一定の付加価値額を超える投資を行う際に、地域未来投資促進法の支援制度を活用することで、地域経済の健全な発展に資することを目的としています。このたび、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令第3条の一部改正があったことから、条例の一部改正についてお諮りするものです。項目の2番、地域未来投資促進法の支援概要です。企業が県に計画を提出し、認定を受け、その後、国の確認を受けることで、法人税の課税の特例、不動産取得税の課税免除、固定資産税の課税免除を受けることが可能となります。本市においては、固定資産税の課税免除ができるよう条例を定めております。なお、課税免除を実施した地方自治体に対しては、減収分について地方交付税による補填措置があります。項目の3番、条例改正の内容です。改正内容としましては、条例第3条中の固定資産税の課税免除の規定で、令和7年3月31日までに対象施設を設置した事業者を対象としておりますが、期間を令和7年3月31日までの間から令和10年3月31日までの間へ改正を行います。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員長　執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

矢田松夫委員 建物を設置した事業者を対象という説明がありましたが、それ以外に、土地とか、構造物とか、そういう対象はあり得るんですか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 矢田委員がおっしゃられたとおり、対象となる固定資産税の課税対象としまして、土地、建物、建物に付随する構造物となっておりますので、今、おっしゃられた土地と構造物は対象となります。

中村博行委員 これまでずっとあったと思うんですが、この対象事業者の実績が分かれば教えてほしいです。また、今後、令和10年までにそういう可能性のある事業所がどのくらいあるのか分かれば教えてください。

工藤経済部次長兼商工労働課長 近いところで令和2年以降ということでお話をさせていただきますと、こちらの事業計画をつくられていることを公表されてない事業者もいらっしゃいますので、事業者の数で答えをさせていただきますと思います。まず、令和2年度から令和7年度までの該当で言いますと、7者ほどございます。今年度の課税分で申しますと、現状5者が該当になります。また、今後というところでは、もう2者追加となりまして、全部で7者が今後の課税対象として現在見込まれているというところでございます。

宮本政志委員 適用期間が3年、条例改正は令和7年3月31日から令和10年3月31日までと議案に出ているけれど、何で3年なのか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 総務省令を準拠しておりまして、こちらの改正された内容が令和7年3月になって令和10年3月までとなっておりますので、こちらの改正内容となっております。

宮本政志委員 ということは、法人税のほうの国税は国、不動産取得税は山口

県。これも同じように、令和7年3月からこのたび令和10年3月末と国も県もその総務省見解に併せて、市もということですか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 宮本委員がおっしゃられたとおりでございます。

宮本政志委員 さっき本市は、財政力指数0.67未満の自治体で該当していますということだけど、今から3年間の条例改正で、この間に0.67を超えた場合はどうなるの。

工藤経済部次長兼商工労働課長 該当になる要件といたしまして、初めに県が、山口県内全域のこの促進の基本計画をつくっております。そちらに対して、19市町それぞれが同意しているという中で、これが該当になっております。その計画が令和6年度からスタートしておりますので、そうした場合に令和6年度までの直近3年間の財政力指数の平均値をもって、この財政力指数0.67未満を判定することとなっておりますので、現在の県の計画期間に限っては満たしておる状況が続くといったことになります。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。以上で質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で討論を終わります。これより議案第50号山陽小野田市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。暫時休憩といたします。

午前 9 時 2 0 分 休憩

午前 9 時 2 7 分 再開

藤岡修美委員長 委員会を再開します。議案第 5 3 号区域外における公の施設の設置に関する協議について審査を行います。執行部の説明を求めます。

工藤経済部次長兼商工労働課長 それでは議案第 5 3 号区域外における公の施設の設置に関する協議について御説明いたします。議案として上程しています 2 枚に加えて、説明用に 1 ページものの資料を提出していますので、まずは、区域外における公の施設の設置に関する協議についてとタイトルにある資料を御覧ください。項目の 1 番、根拠法令についてです。地方公共団体が、その区域外に公の施設を設置するに当たっては、地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 1 項において、関係普通地方公共団体との協議により、区域外に公の施設を設けることができると定められており、同条第 3 項では、この第 1 項に基づく協議については、議会の議決を経なければならないことが定められています。このたび、小野田・楠企業団地への企業進出に伴い、山陽小野田市区域を越えて、宇部市区域への上水の給水が必要となったことから、区域外への公の施設の設置についてお諮りするものです。項目の 2 番が、企業団地における上水道平面図です。平面図中、濃い青色の線が上水道の管路、紫色の点線が山陽小野田市と宇部市の境界になります。間に市道を挟んで、D、E、F、K、L の 5 区画が進出区画となっており、D、E、F、L の 4 区画が宇部市域、K 区画が山陽小野田市域です。D、E、F、L の 4 区画については、本来であれば、宇部市水道局が上水の給水主体となるところですが、当該企業団地は宇部市水道局の給水区域外に位置しており、最寄りの給水管からも相当な距離があることから、本市水道局に区域外給水の依頼がありました。実際の水道管路については、企業団地造成時に敷設されてい

ますが、これまでは宇部市区域での給水は行っておらず、このたび給水を開始することをもって初めて「公の施設」の設置に該当することから、このタイミングで議案として上程するものです。進出企業につきましては、項目の3番に記載しています「新光産業株式会社」様となり、4月25日に調印式を執り行ったところです。続いて、協議書の内容について御説明いたしますので、議案2枚目を御覧ください。協議書の内容は全7項目で考えています。まず、公の施設の名称につきましては山陽小野田市水道事業となり、設置の目的は、小野田・楠企業団地内に建設される工場へ給水を行うためです。設置場所は、小野田・楠企業団地内の宇部市区域で、給水主体は山陽小野田市水道局です。本市水道局による給水となるため、水道料金等の利用条件については、「山陽小野田市水道事業給水条例」に定めるところによるものとなります。上水道施設の経費の負担については、両市が負担するものとし、その負担の割合については別に定めることとします。また、その他の項として、上記1から6までに定めるもの以外に必要な事項が生じた際は、別に協議して定めることといたします。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

宮本政志委員 地方自治法244条の3を丁寧に資料で添付してくれたことは非常に助かります。244条の3の第1項にのっとってという説明がありました。資料の協議書6は、上水道施設に関する経費については、両市が負担するものとして、その負担割合別に協議して定めると書いてあるけど、先ほどの説明では本市が単独で何かこのたびの費用を負担するような受け止め方をしてしまいました。実際どれぐらい費用がかかりますか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 こちらにつきましては、実際に企業の進出によって、水道供給用の費用がかかるということとはございません。という

のが、管路自体がもう通っているところから、進出された企業は自社の工事として給水管を設置する工事を行われます。（「宅内までか」と呼ぶ者あり）宅内までです。ですので、既存の管路から水を引かれる工事が企業の費用で行われると。ただそれは、本市の水道局が供給している上水になりますので、使用料等は本市の水道局の定めに従ってそちらに払われるというところです。

宮本政志委員 このたび費用も発生しないけれど、たしか楠のは当初70億円近くかかったのではないですか。それは、本市がもう、水道は全部負担しよったってことで、今の説明でいくと、山陽小野田市の水道局の水道管ということですか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 こちら造成時総事業費は、およそ49億円強であったように聞いております。こちらについて、水道管自体の所管は、それぞれ当時の小野田市、楠町に、それぞれ県と小野田市の土地開発公社から移管されて、それぞれ今では山陽小野田市と宇部市が所管しているという状況です。

宮本政志委員 その当時、さっき65億円って、自分が調べたのと少し違ったけど、それは当時旧小野田市が全部お金出して敷設しているものを使いますよ、今は宇部市と本市が共同の団地になっていますよ、宅内引込みは当たり前と言えども当たり前、一般家庭やろうと工場やろうと店舗やろうと、公の管から自分の敷地に引っ張るのに自分がお金を出すのが当たり前ということですか、旧小野田市が全部出しとるのに。このたびは引くのは当たり前だけど、その使用料的なものは発生しなかったんですね、この議案でいくとね。

工藤経済部次長兼商工労働課長 このたび、その水の供給に当たって、新たに何らかの設備投資が要するというものではございません。

宮本政志委員 違う。もうお金は全部旧小野田市が出しとって、それから引っ張るときの負担料というか、下水道の受益者負担金のようなものはこのたびはもらわないってことやね。手出しはないというのは分かるけど。もらうことも一切ないってことね。

工藤経済部次長兼商工労働課長 企業側については、その引込みにかかる費用なりというのはお支払いされます。水道の本管から宅内に引き込まれる工事料金の支払い等は、進出される企業はかかってまいります。

宮本政志委員 ただ引っ張るということね。

河口商工労働課企業立地推進室主事 今回の上水道の整備ですけれども、造成当時は、山口県と小野田市及びあと楠町3市町で整備をしております、費用負担については、それぞれ山口県、小野田市土地開発公社と楠町が費用負担しており、その費用負担の中から上水道施設を整備しております。先ほど、旧小野田市が整備したとおっしゃられていたので、旧楠町も費用負担には入っております。

高橋経済部長 私から少し説明させていただきますと、今、お配りしております上水道平面図で説明したいと思います。先ほど工藤次長が言いましたように、赤の点線が山陽小野田市と宇部市との市境になっておりまして、このD区画とK区画の間には道路があります。これは山陽小野田市道で、もちろん山陽小野田市域にある道路です。この中に150のダクタイル鋳鉄管、いわゆる上水道の配水本管が入っております、これから、新光産業が自分の宅地区画に給水工事をこの秋からされる予定です。給水管の引込みについては、山陽小野田市にある上水道の本管から宇部市域に入っていく給水管を引き込む工事をこの秋にされますので、この引込み工事費についてはもちろん企業の実費ですが、引き込むに当たって山陽小野田市から宇部市にまたがって給水管を引き込む行為が、発生しますので、それを宇部市と山陽小野田市で了解しますよというの

が今回の協議であり、今回の議案になります。

宮本政志委員　なるほど、先ほどの部長の前の答弁で、それぞれがもう県と旧小野田市つまり、今の山陽小野田市と旧楠町、現の宇部市それぞれがもう当時負担をしているから、今回山陽小野田市が、宇部市やどっかから使用料として取ることはないということを確認したかったので、今の答弁でよく分かった。この6番の経費の負担、上水道施設に関する経費については両市が負担するものとしてその負担割合は別に協議して定めると書いてあるけど、これはどういうことが想定されるわけですか。だって今もう経費出るようなことないよね。

工藤経済部次長兼商工労働課長　今は正直何か見えているような問題はございません。ただ、今後、管が壊れて破損したり、そうしたことを想定しての条文といたしますか、協議書の内容になります。

宮本政志委員　これはもう別に協議して定めてあるのですか。

工藤経済部次長兼商工労働課長　現状は、それぞれ公社から旧小野田市、旧楠町時代に移管を受けた際の協定がございまして、それが今、生きている状態ですが、ハード面での補修などがいる状況が発生しませんでしたので、今まで行為として生じたことはございません。ただ、負担割合を幾らにしようというのは、県の公社を小野田市、楠町に施設の移管を受けたときに、どういう決まり事でやっていこうという協定はございます。

宮本政志委員　なぜ、ずっと聞いたかっていったら、やっぱり、せっかく進出してくれた企業に、少しでも負担を少なくする、あるいは負担少なくするどころか何らかの特典というかな、来てもらったので、そういうところがきちんと担保されるような協議書になっているのか、あるいはこのたびの宇部市との協議だったのかが一番聞きたかったんやけど。その辺

りの担当課の考えをお聞きしたいんですけどね。

高橋経済部長 まず、このたびの議案につきましては進出企業が給水工事の着手に当たって、速やかに市がやるべきことをやっておくということの整理です。それから先ほど私が言いました150の配水本管につきましては、現在でいうと所有は宇部市と山陽小野田市の所有する上水道管です。ですから上水道本管に今後何か不具合、例えば漏水があるとか破損するとかあったときには、先ほど工藤次長が言いましたように、それぞれが応分の負担をしていくということをこの協議書の中でうたっていくというだけの話です。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を終わります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これより、議案第53号区域外における公の施設の設置に関する協議について採決をいたします。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決しました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

午前11時59分 散会

令和7年（2025年）5月30日

産業建設常任委員長 藤岡修美